

第 32 回 全国大学等遺伝子研究支援施設連絡協議会 報告

(平成 28 年 11 月 11 日、12 日 ホテルエピナール那須 当番校:宇都宮大学)

表記協議会、また、同時に開催されました安全研修会および WHO biosafety manual 講演会に参加しましたので簡単に報告をします。配付資料が専任教員中川のところに保管されています。閲覧を希望される方は中川までお知らせ下さい。

<総会>

1) 新規会員等の参加承認

正会員として奈良先端科学技術大学院大学、昭和大学、企業会委員としてエーザイ(株)、大日本住友製薬株式会社、大塚製薬株式会社、暫定会員として慶應義塾大学の新規会委員等の参加が承認されました。

2) 文部科学省施策説明

①カルタヘナ法について(文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室)では、カルタヘナ法制定の背景、対象となる生物の例、使用等の内容、1種使用、2種使用、情報提供、大臣確認実験、保管、運搬、関連する法令、災害時の措置、不適切事例の説明が行われました。質疑応答では、不適切事例はこのところ年間4~5件程度で減少はしていない、また、最近の傾向として、カルタヘナ法に対する意識が低下している(知っていながら、これくらいなら良いだろうと勝手に考えて違反)、発足時の精神を忘れていないか、という印象がもたれるとの話がありました。

②国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度について(研究振興局学術機関課)では、単独拠点、ネットワーク型拠点に加え、平成28年度からは連携ネットワーク型拠点の制度をはじめたことが説明されました。平成28年4月1日の拠点として、国立大学27大学72拠点、私立大学18大学20拠点、公立大学4大学6拠点、13大学5ネットワーク型拠点21研究機関が設置されていることが説明されました。H22年度からH26年度にかけて拠点数が増え、研究者受入数、論文数、学位取得数も増加していることも報告されました。また、今後の公募計画についても説明がありました。質疑応答として、拠点の利用法については各拠点の website に情報(設備や利用法)が掲載されており、共同

研究の公募を行っているところもある、また文科省で拠点一覧のページも作成していることが説明されました。また、センター・研究所からの拠点申請については、規則上定められているセンター等であれば可能であることが説明されました。設備サポート事業と拠点事業の違いについて説明がありました。拠点の設置について地域性は特に考慮していないが、地域特色を持つ拠点（鳥取大乾燥地研究センター、佐賀大学海洋エネルギー研究センターなど）も存在することが説明されました。

3) 事業報告

事業報告として、遺伝子組換え実験安全研修会（平成 28 年 6 月 25 日、千里ライフサイエンスセンター）の報告が行われました。Gene Drive、ヒト遺伝情報、カルタヘナ法、名古屋議定書、ゲノム編集に関する国内の状況、パネルディスカッションーゲノム編集技術の可能性と倫理課題の内容であったことと、収支決算が示されました。

4) 委員会等報告

委員会報告として、幹事会、広報委員会、組換え生物等委員会からの報告が行われました。ワーキンググループ報告として、ゲノム編集ワーキンググループについては、声明の改訂を目指したがアンケート結果でゲノム編集実験管理についての意見が割れていたこともあり、現時点で統一見解として声明を改訂することは難しいと判断し、今期でワーキンググループを一段落させるとの報告がなされました。教育教材ワーキンググループについては、初心者（1～2年生）対象の教育教材案をとりまとめており、年度内完成を目標に活動を進めることが報告されました。委員会委員に対する教育の教材についての案も出ているとの説明がありました。NGS（次世代シーケンサー）ワーキンググループについては、多岐にわたるアンケートの結果が示されました。MiSeq、Ion PGMクラスの機器が導入されているものの、実験の規模によってはこれらではカバーできず困っているという回答があったことが報告されました。このようなこともあり、全国大学等遺伝子研究支援施設連絡協議会による NGS 実験や解析への要望が高いことが説明され、今後検討を継続することになりました。Gene Drive ワーキンググループについては、Gene Drive は特定の遺伝子の変異等の拡散を促進する技術であり、一定地域に生息する対象となる生物種集団全体の

遺伝的性質を改変する潜在的能力があり、利用に関して注意を払う必要がある、として、声明を出す検討を行っていることが報告されました。電子申請ワーキンググループについては、アンケートの結果が報告され、経費等の問題もあり、各機関で電子申請についての議論が尽くされていないことが考えられ、大学遺伝子協で電子申請システムの開発を行うのは時期尚早と判断されたため、大学遺伝子協として電子申請システムを開発することは見送り、電子申請システムワーキンググループの活動は今回で一段落とすることが報告されました。なお、将来各機関で円滑にシステム導入を進められるよう、申請所のモデル様式を作成すること、電子申請システムの有効性を今後も示してゆくことが望ましいとの結論に至ったことが報告されました。

5) 決算報告、6) 事業計画、予算案、7) 役員改選

平成 27 年度決算報告、平成 28 年度中間決算報告（報告のみ）、平成 29 年度予算案、役員改選が協議され承認されました。

8) 次回安全研修会について

次回安全研修会は 2017 年 7 月 29 日（土）一橋大学一橋講堂で開催されることになりました。

9) 次回当番施設について

第 33 回（平成 29 年度）当番校は山形大学となりました。第 34 回（平成 30 年度）当番校は長崎大学となりました。

安全研修会

生物多様性条約に関する合成生物学では、大学・研究機関等において留意すべき点として、海外の遺伝資源を国内に持ち込む際に、相手国における遺伝資源の持ち出しに関する法令等のルールを事前に確認する、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関して相互に合意する条件について当事者間で交渉し、契約内容には細心の注意を払う、留学生が来日する際に、海外からの遺伝資源を持ち込む行為も相手国における遺伝資源持ち出しの規制対象となる可能性に注意、が述べられました。奈良先端科学技術大学院大学より、遺伝子組換え植物（シロイヌナズナ）の漏出事故とその対応について説明が行われました。熊本大学

より、レンチウイルス事件の報告が行われました。遺伝子組換え生物の教育訓練、不活化および高圧滅菌器の使用管理についてのアンケート結果が報告されました。ゲノム編集に関するアルゼンチンの見解、ニュージーランドの見解、EUの見解が説明されました。

WHO biosafety manual 講演会

2004年以来の改訂が進行中。地域などの状況に合わせて内容も変更してゆくことが考えられているようです。

(中川記)